

地域包括ケアとケアマネジメント ～ これからの認知症ケアの展望～

平成18年2月17日

厚生労働省老健局振興課長

古都 賢一

今回の改革の背景

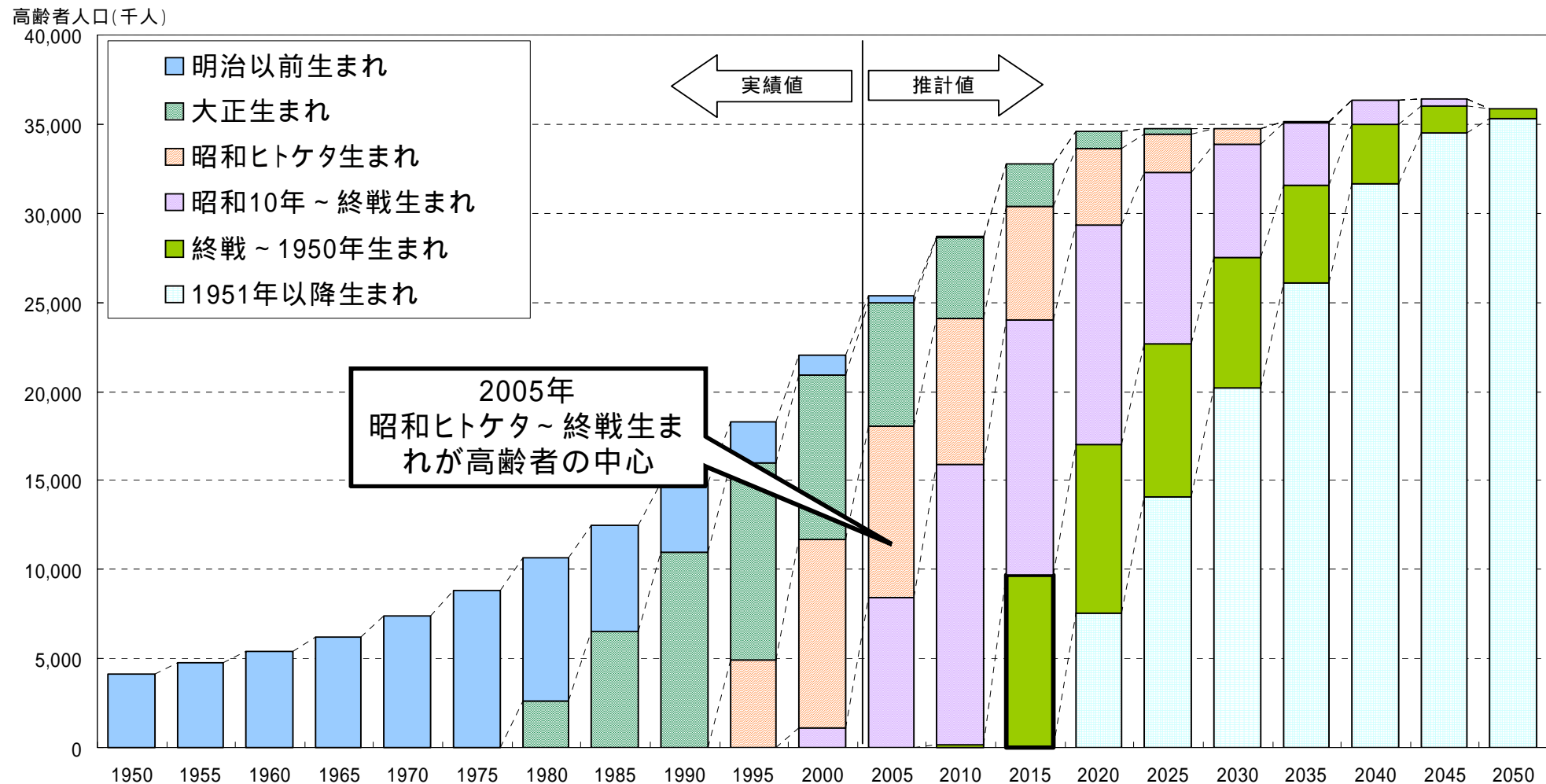
10年後、20年後を見据えた未来志向の改革

要介護高齢者の変化に対応したケアの改革

制度の持続可能性・給付の効率化/重点化

地域生活の継続を支える包括的ケアシステム

世代別に見た高齢者人口の推移



資料: 2000年までは総務省統計局「国勢調査」
2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」

要介護高齢者に占める認知症高齢者の数

要介護高齢者のほぼ半数は、認知症の影響が認められる者である。施設入所者で見れば、その割合は8割近くになる。

重度の認知症の者のうち「運動能力の低下していない認知症高齢者」が25万人いるが、その6割は自宅にいる状態である。

(単位:万人)

		要介護(要支援)認定者	認定申請時の所在(再掲)				
			居宅	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	その他の施設
総数		314	210	32	25	12	34
再掲	自立度以上	149	73	27	20	10	19
	自立度以上 (25)	79 (25)	28 (15)	20 (4)	13 (4)	8 (1)	11 (2)

2002年9月末についての推計。

「その他の施設」:医療機関、グループホーム、ケアハウス等

「自立度」:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

「自立度」:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。

カッコ内は、運動能力の低下していない認知症高齢者の再掲

10年後に向けて3つのサービスモデルの転換

1 介護予防の推進

- 「介護」モデル → 「介護 + 予防」モデルへ

2 認知症ケアの推進

- 「身体ケア」モデル
→ 「身体ケア + 認知症ケア」モデルへ

3 地域ケア体制の整備

- 「家族同居」モデル
→ 「家族同居 + 独居」モデルへ

当面の認知症対策関係施策

前駆段階・初期段階	中期段階	後期段階・ターミナル段階
<p>目標：早期発見、早期の専門職による関わり</p> <p>☞ 発症遅延・進行遅延、本人と介護者との関係の複雑化の防止</p> <p>対 策</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症予防プログラム 主治医等による的確な早期診断 患者本人への告知のあり方 本人活動および家族への支援 地域連携体制の整備 認知症ケアのレベルアップ 	<p>目標：サービスの質の確保・向上</p> <p>☞ 能力を活かした自立した日常生活の支援、尊厳のある暮らしの継続</p> <p>対 策</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントシートの普及 デイサービス等の質的向上 小規模多機能型居宅介護の制度化 周辺症状への対応 特養、老健、療養病床における認知症ケアや多世代交流型、共生型サービス 	<p>目標：機能的な地域連携体制の推進、ターミナル</p> <p>☞ リロケーションダメージの防止、リハによる居宅等への復帰、安らかな看取り</p> <p>対 策</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期病棟、回復期リハ病棟、在宅等間での機能的連携体制 グループホームにおける訪問サービスの位置付け、他施設との連携 ターミナルのあり方の検討
<p>全 般</p> <ul style="list-style-type: none"> 「認知症を知る1年」のキャンペーン 弁護士会、司法書士会等との協力や成年後見制度の普及、利用支援など権利擁護対策 発生機序や診断・治療、ケアなどの研究 地域づくり 各種人材 		

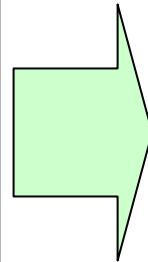
地域でサービスを創る

- 高齢者の尊厳を守るという目的
- 「痴呆」から「認知症」へ
- 地域で、それぞれのサービスを創る
- 「新しい住まい場所」の確保

認知症高齢者ケアの基本 — 「尊厳の保持」 —

認知症高齢者の特性

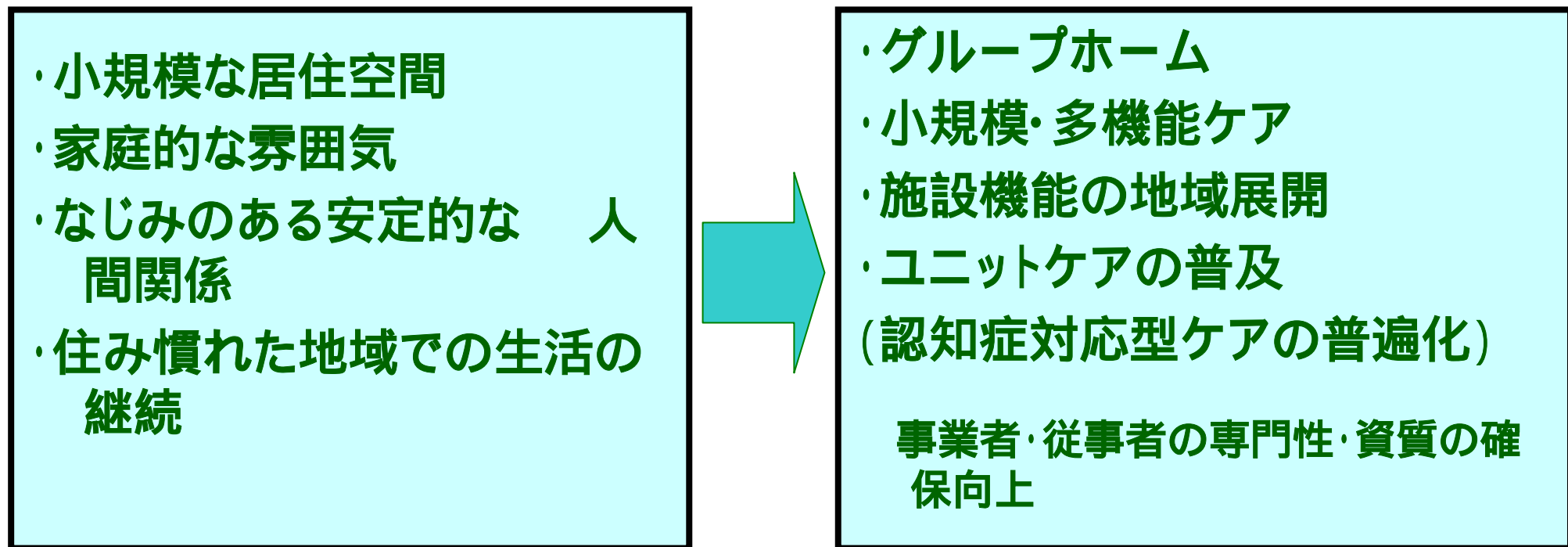
- ・記憶障害の進行と感情等の残存行動
- ・不安・焦燥感
障害の引き金
- ・環境適応能力の低下（環境変化に脆弱）



生活そのものを ケアとして組み立てる

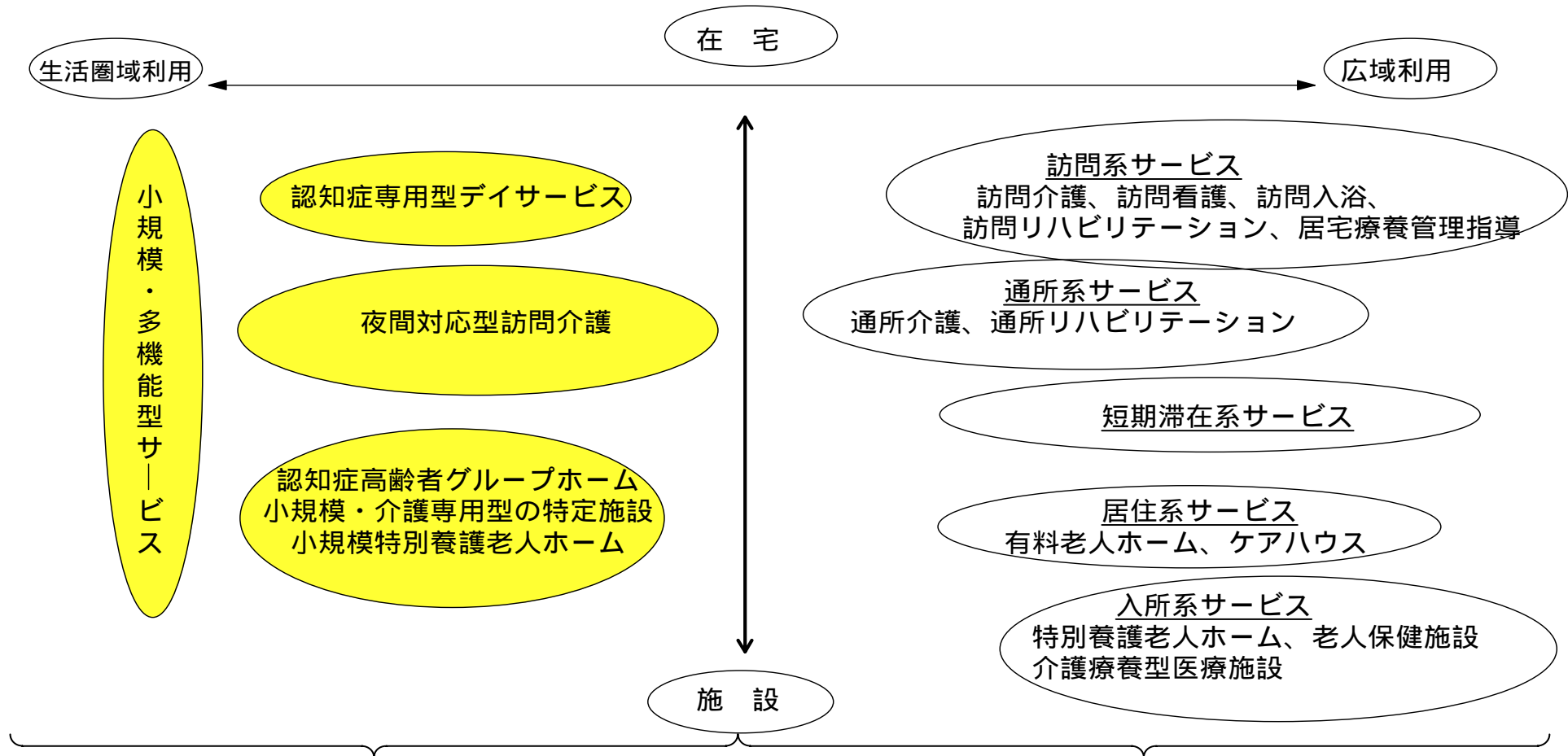
- ・環境の変化を避け、生活の継続性を尊重
- ・高齢者のペースでゆっくりと安心感を大事に
- ・心身の力を最大限に引き出して充実感のある暮らしを構築

日常の生活圏域を基本としたサービス体系



ターミナルを視野に入れた
生活に配慮した医療サービス

新たなサービス体系の確立 (地域密着型サービスの創設)



地域密着型のサービス

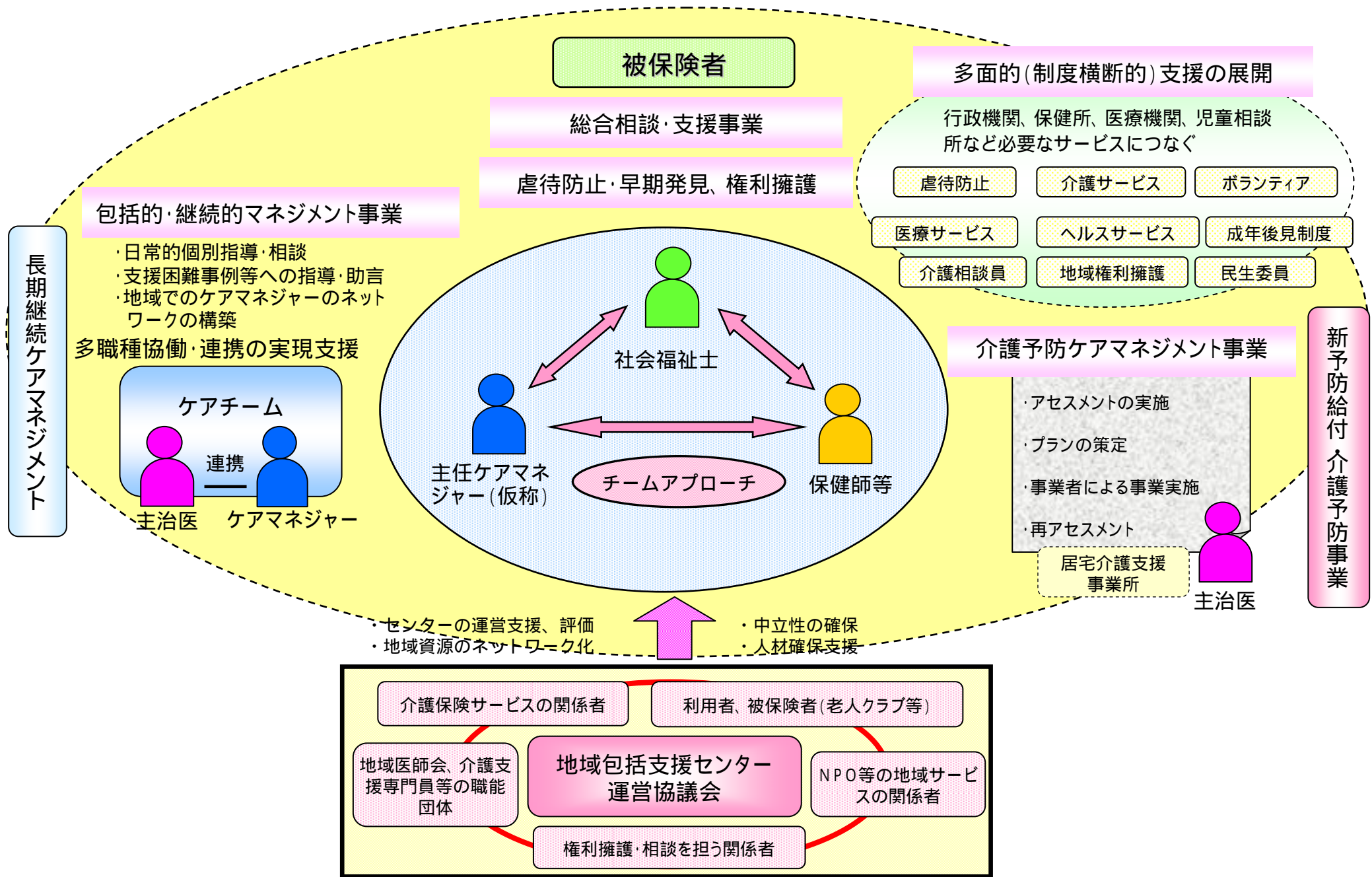
(事業者指定
・指導監督等)

市町村長

一般的なサービス

都道府県知事

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



地域包括支援センターの基本的な機能

